



○横山委員 大臣、お聞きになつたようなことなんですが、公害訴訟といふものは多數の国民が国ないしは企業に対して争うことになるわけであります。その多数の人たちに対しても、法は全部を画一的に公証人の認証をもつて、印紙税を張れということが——長良川のような問題は、勝つたとてその人たちの得る利益は何にもないのです。工事をするなということですから、勝つたとて何にも受くるべき利益はない。そういうマンモス訴訟について、もうこの種の問題は、決められておる印紙税なり何なりのときには予想しなかつた新しい近代社会の事態だと思うのであります。したがいまして、これらの多数の原告がある場合に、一人でやつても二万五千人でやつても同じように扱うことについて、何か考うべきことがあるのではないか。

先般、同僚議員からマンモス訴訟の問題が出来て、この問題でなくて、マンモス訴訟のありようについて改善をすべきではないかという質問があつたわけであります。この問題を含めて、マンモス訴訟についての簡単な裁判のあり方について、あなたは経験豊富な方でありますから、何かお考えなさることはありますまい。

○古井国務大臣 まあ現行法、いまの制度のもとではしようがない、さつきこういう説明がありますので、これはそういうことだらう。私もきわめませんけれども、そう担当の人が言つておられるし、そだらうと思うのですね。将来の問題、結局先の問題になつてしまふわけですね。これから先、つまり改正というか新しい問題になつてくると思うのですね。

お話しのように、個人訴訟的なものじゃなくて、一種の集団訴訟のような形のもの、新しいそういう種類のものにどう対応するか。まだ、こういう形にいつたらどうだといふところまで熟していなかない段階じゃないかと思うのですよ。けれども、何か個人訴訟の形では割り切れぬものが残つてしまふような気がするのであります。どうす

るか、私も知識貧弱にして経験貧しく、すぐさま関係者の方にお伺いをするのですが、私も経験豊かではありませんので、この二万五千人の人が訴訟するに際して、みんなが原告である。けれども、二万五千人が平等に並ばなくて、代表者方式、選定当事者方式というものがあると聞いておるのですが、それらの方式というものは、判決に勝つた場合には負けた場合、権利義務はすべて二万五千人に平等に判決の法益があるのかないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いま

す。

○横山委員 私が聞いておるんだよ。

関係者の方にお伺いをするのですが、私も経験豊かではありませんので、この二万五千人の人が訴訟するに際して、みんなが原告である。けれども、二万五千人が平等に並ばなくて、代表者方

式、選定当事者方式というものがあると聞いておるのですが、それらの方式というものは、判決に勝つた場合には負けた場合、権利義務はすべて二万五千人に平等に判決の法益があるのかないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いま

す。

○横山委員 それはもうあたりまえのことなんですが、しかし法益が全部に及ばない、判決効果が全部に及ばないとしたならば、これはやはり二万五千人全部が原告になるより仕方がない。

○西山最高裁判所長官代理者 その点は、全部の人が原告として出てきた場合と全く同じでござります。(横山委員「法益があるわけですね」と呼ぶ) ございます。

○横山委員 そうしますと、この長良川訴訟がなぜ二万五千人を全部原告としたのか。なぜ、その代表者方式なり選定当事者方式をとらなかつたのかということについて、私はちょっとわかりかねるわけです。

私が自分で調べてないので恐縮なんですけれども、全部原告の場合と、それから代表者方式、選定当事者方式との間には、どういう違いがあるのですか、判決の法益が一緒ならば。

○西山最高裁判所長官代理者 初めに、ただいま御説明申し上げましたことで、ちょっと正確でないところがございますが、選定当事者の場合には

全部の人が当事者になつて出てくる場合と同じでござりますが、現在においては代表者訴訟という訴訟形式が認められておらないのですから、そ

うすると、結婚というものは、実印を必要とせず認め印で、区役所へ行って結婚しましたと

言ふと、ああそうですかと言つて、すぐに戸籍に入ります。

そうすると、結婚というものは、実印を必要とせず認め印で、区役所へ行って結婚しましたと

言ふと、ああそうですかと言つて、すぐに戸籍に入ります。

そのほかに、さらに工夫していい知恵がないか

といふことをいろいろ従来からも検討されておる

か。びっくりして、それはうそだったと言うてや

はございません。その点が違うわけでございま

考えがありませんけれども、問題はあるなどないんで、公害訴訟といふものは多數の国民が国ないしは企業に対して争うことになるわけであります。その多数の人たちに対して、法は全部を画一的に公証人の認証をもつて、印紙税を張れということが——長良川のような問題は、勝つたとてその人たちの得る利益は何にもないのです。

○横山委員 私が聞いておるんだよ。

関係者の方にお伺いをするのですが、私も経験豊かではありませんので、この二万五千人の人が訴訟するに際して、みんなが原告である。けれども、二万五千人が平等に並ばなくて、代表者方

式、選定当事者方式というものがあると聞いておるのですが、それらの方式というものは、判決に勝つた場合には負けた場合、権利義務

はすべて二万五千人に平等に判決の法益があるのかないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いま

す。

○横山委員 それはもうあたりまえのことなんですが、しかし法益が全部に及ばない、判決効果が全部に及ばないとしたならば、これはやはり二万五千人全部が原告になるより仕方がない。

○西山最高裁判所長官代理者 その点は、全部の人が原告として出てきた場合と全く同じでござります。(横山委員「法益があるわけですね」と呼ぶ) ございます。

○横山委員 そうしますと、この長良川訴訟がなぜ二万五千人を全部原告としたのか。なぜ、その代表者方式なり選定当事者方式をとらなかつたのか

といふことであります。(横山委員「法益があるわけですね」と呼ぶ) ございます。

○横山委員 それはもうあたりまえのことなんですが、しかし法益が全部に及ばない、判決効果が全部に及ばないとしたならば、これはやはり二万五千人全部が原告になるより仕方がない。

○西山最高裁判所長官代理者 その点は、全部の人が原告として出てきました。実はこの問題は、私の地元の自由民主党の丹羽久章氏

も、この種の問題があつたわけであります。丹羽久章代議士が知らない間に、ほかの女性が丹羽久

章氏と結婚しておつたということで、丹羽久章氏と結婚しておつたというふうなことは、希有ではございませんけれども、全く当事者が結婚の意思がないのに婚姻届が申出されたというふうなことは、希有ではございませんけれども、あるわけです。

○香川政府委員 戸籍の届け出の間違いのないことは、当事者の選択に任せられていることでござつておりますが、それをどちらをとるかという

一体どう考えたらいいのかという点について御意見を承りたい。

○香川政府委員 戸籍の記載の適法なことにつきまして、裁判所の方で、ああしたらいい、こうござつて、どのような手続構造をとればそれが期せら

れるかということは、非常に問題だと思います。

○香川政府委員 現行の戸籍法は、いわゆる形式的審査主義をとつておりますが、実質に立ち入った審査はしない

といふことであります。したがつて戸籍の記載の適法なことにつきまして、裁判所の方で、ああしたらいい、こうござつて、どのような手續構造をとればそれが期せら

れるかということは、非常に問題だと思います。

○香川政府委員 現行の戸籍法は、いわゆる形式的審査主義をとつておりますが、実質に立ち入った審査はしない

といふことであります。したがつて戸籍の記載の適法なことにつきまして、裁判所の方で、ああしたらいい、こうござつて、どのような手續構造をとればそれが期せら

れるかということは、非常に問題だと思います。

○香川政府委員 現行の戸籍法は、いわゆる形式的審査主義をとつておりますが、実質に立ち入った審査はしない

といふことであります。したがつて戸籍の記載の適法なことにつきまして、裁判所の方で、ああいたらいい、こうござつて、どのような手續構造をとればそれが期せら

れるかということは、非常に問題だと思います。

よつてにしろ、両当事者の婚姻の意思があるといふことを証明すると申しましても、本人しかわからぬわけでありまして、結局、第三者的な者の証明ということは、およそ不可能を強いることになります。現行法の手続を維持せざるを得ないだらうといふふうに考えております。

○横山委員 せめて婚姻届を印鑑証明をとつて実印主義にする方法はないかということが、私の質問の焦点なんであります。

こゝのは、少なくとも原因二、うなぎの、云

て、みんながそれに協力してくれればスムーズにいくかもしませんけれども、たとえば保証人の印鑑証明書一つ出すにしましても、非常にあんどうだとうふうなことで苦情もあるわけでございまして、その辺のところが、婚姻届が虚偽のものが出来されるという事例が非常に多い場合には、少々全般的に不便をかけても印鑑証明書を添付させるということは、立法としては考えなければならぬと思いますがれども、過去の実績から見ますと、婚姻届が無効であつたというものはきわめて少ないわけでございまして、そういうことから考えますと、全般内に少しでも手荒を復讐にすると、不更

に訴因変更申請をなして前回の訴因変更申請を撤回し、第九回公判期日までに五回にわたり訴因変更申請をなし、第五回目の訴因変更にあたっては以前に訴因変更の際変更を命ぜられた事実を復活するありさまで、遂に第一〇回公判期日に検察官のかかる態度は訴訟上の権利の誠実な行使とは認めがたく、起訴状記載の訴因を審判の対象として具体性を有し被告人の防護権の行使が可能な程度に特定したものとして扱うことは不可能というほかないとして、該公訴事実について公訴棄却の判断がなされた特異なものであり、それから

Digitized by srujanika@gmail.com

としきのに少たくとも娘妹として肩身が下  
籍に入れるという嚴肅なものが認め印でいいとい  
うことはいかがかと思う。まあ裏印を使うからと  
いって、それでいまのあなたの言う希有な例がな  
くなるとは思わないけれども、結婚という厳肅な事  
実、戸籍に入れるという、相互の家族の合意と  
いうものもありますから、せめて印鑑証明をとつ

○横山委員 戸籍法についていろいろ問題がある。するといふことはどうかといふうな、比較考量の問題だと思ひますけれども、そういうことで、その印鑑証明書をつけさせることすら、現在では実務家の間ではなかなか踏み切れないという現状でござります。

や人の一件と申すに日本がおかれていた一筋の筋道では、生年月日が正確に届けられて、しかも戸籍吏が間違って戸籍に違った日付を登載したといふ場合には、これは裁判所まで持つていかなくていい、も、市町村長からの法務局長に対する許可によりまして簡単に直せるわけでござります。と申しましてのは、届け出書が市町村、法務局に保存されて

「いざれもいわゆる直捜事件（司法警察の捜査を経ずに直接検察庁の捜査によるもの）と呼ばれるものであるが、本件では、まず公訴事実一の雪害関係にあっては、かかる犯罪類型にとって必要不可欠ともいうべき被害者である被欺罔者の捜査が殆んどなされておらず」とか、中略「特異な訴訟

て実印を押す。若い人たちですから、まだ実印がないかもしれませんけれども、結婚と同時に実印をつくるということは意味があることではないか、そう思いますが、いかがですか。

○香川政府委員 確かに、届け出書に押印した印鑑の証明書を添付させるというのも一つの方法でございまして、これは実は戸籍実務家の間でも検討されたことがあるわけでございます。

ると思うのであります、が、先般来私が経験いたしましたものでも、本人が本当に自分の生年月日を届け出たにかかわらず、どういう間違いか一年戸籍が違つておった。

韓国人で帰化するときの要件でございましたが、それが外人登録であつたか何か生年月日が間違つたために、それで国籍帰化に非常に没滯を生じて、それが訂正の判決をもらわなければい

おられますので、それを見れば一目瞭然でござりますから、簡単な手続きで訂正できることになつております。この点につきましては、さほど改正の必要を見ないというふうに考えております。

○横山委員 次に、刑事局にお伺いするのですが、大臣もよく聞いておつてほしいのですが、一つの事件が手元にあります。

一つは四市市区検の問題でございますが、豊中

であり、「中央会側の事務担当者および当該事務の管掌者の捜査が不十分であり」とか、この判決を見ますと、検察陣のあり方に對して、嚴重な批判の判決をしておるわけであります。

しかも、これは被告人が無罪となつたもの。嫌疑不十分で警察が手を離した、それを検事が先にやつて、それがやるというふうにやつて、裁判では訴因変更ばかりずっとやつてきて、関係者の調査

ただ、確かにそういたしますれば虚偽のものが  
ある程度防げるという効果は、私はあるだらうと  
思いますけれども、一方、婚姻届は必ずしも本籍  
地で出さなければならぬことはございませんし、  
現住所でなければならぬということはない。つまり  
り、結婚式を挙げたところあるいはどこでも、た  
とえば新婚旅行中のどこの場所、どこででもと

かぬというようなこともあって、戸籍の訂正とかこの種の問題については考るべき点がかなりあると思うのであります。戸籍法の改正の作業についてはどうなっておりますか。

○香川政府委員 昭和四十九年に民事行政審議会が、これは法務大臣の諮問機関でござりますが、開かれまして、そこで戸籍法のいま御提示の戸籍

産業の代表者永野裕豊が、桑田政治を四日市騒動と署に對し横領罪で告訴した事件について、嫌疑不十分として不起訴処分にして、いま検察審査会に申し立てをしておるわけであります。これは私は嫌はない、検察審査会に申し立てたことは、これは必ず資料入手いたしましたところ、どう考へても、なぜ嫌疑不十分にしたのか全く私にはよくわからぬ

がほとんど行われてないではないかという、判決で裁判長が非常な叱責をしておるという特殊な事件であるのであります。この二点について、時間がございませんが、お調べ願つたと思ひます。が、一体どういうふうに考えられますか、お答えを願いたいと思います。

にかく届け出ることにしておるわけでございまして、そうしますと、あらかじめその婚姻届を出すあるいは結婚式を挙げる前に印鑑室をして印鑑証明書を持つて、そして届け出の準備をしておらなければならぬということになるわけでございまますけれども、そこまでのP.R.が十分できましま

訂正の問題も含めまして議論された経緯がござります。

然なことではなかろうか。こう思つておる事件があります。

事件の処理を怠らぬようとして、専用の言語を考へて、そのうえで、実情を調べてみました。それに基づきまして、簡単に御報告申し上げます。

いうことで不起訴処分になつておるわけでござります。今般お話をございましたので、その不起訴の理由等を詳細取いたしましたが、やや検討不十分の点があるのでないかという氣もいたしまして、検察当局に、もう一回よく記録を読み直してみてくれ、こういうふうに申しておるところでございます。

第二の事件は、徳島地方検察庁が昭和四十六年でございましたか処理をいたしました事件でございまして、背任、業務上横領、それから補助金適正化法違反というような罪名で公訴を提起した事件でございますが、そのうちの背任の部分につきまして、先ほどちょっと御指摘がありましたように、訴因が特定されていないのではないかという法律問題をめぐる論争が弁護人側と検察官側で行われまして、御指摘のように、しばしば訴因の変更を繰り返し、時にはまたもとの訴因に戻つたりするというような、やや不体裁な訴訟の進行が行わられたわけでございます。その結果、裁判所は、結局この背任の部分については訴因の特定がついてございました。

残りました業務上横領、補助金適正化法違反につきまして、昨年秋無罪の判決があつたわけでござります。その無罪の判決の中に、先ほど御指摘のような説示が含まれておるわけでございます。

この事件につきましては、いろんな法律問題がございまして、もっぱら法律問題の争いによりまして、公訴棄却あるいは無罪の判決を得たわけでございますが、結果的に、振り返ってみますと、検察としてなお尽くすべきところがあつたのではないかということをいろいろ感じさせられる事件でございまして、今後この事件の教訓を全国検察院でございまして、適正な、かつ裁判所からもいろんな御指摘を受けないような、りっぱな検察をやるように努力をしていきたい、こう思つておる次第でござります。

○横山委員 この一件は、いまお話しのように、検察陣の信頼とかあるいは感信とか、そういうも

のを阻害する殘念な事案だと私は思いますから、いまお話しのよう十分注意をしていただきたいと強く希望をしておきます。

ところで、先般の本委員会で私から、弁護人抜き裁判に関連をいたしまして、野党——社会党、公明党、民社党、共産党それから新自由クラブ、社民連一致いたしまして、次のように政府・与党に要望したことがございます。それは、三者協議の成果を期待して政府・与党に善処を求める、こうすることを申し上げておきました。その意味で、三者協議がどんな状況に進んでおるか、御報告をお願いしたいと思います。

○枇杷田政府委員 三者協議会では、現在のことろ、いわゆる荒れる法廷と申しますか、特殊事件につきましての国選弁護人の選任方法の問題並びに弁護士会内部におきます綱紀、懲戒問題を中心といたしまして、真剣に議論を進めておるわけでござります。しかしながら、これらの問題は非常に大きな困難な問題もかなりござりますので、まだまとまるというふうなところにはなかなか達成いたしました。

○横山委員 大臣に、きわめて微妙な質問でござりますから、ひとつ私の意を私ではなく野党全体の意を体してお答えを願いたいと思うのですが、三者協議の成果をひたすら国会側としては期待しておる。成果あるよう期待したい。もちろん、それは三者でござりますから——三者と弁連なんですが、ニーナンスが多少変わるし名前も三者でございますが、三者がやはり互讐の精神を持たぬと、どちらかが譲らなければだめだということではあいが悪いと思うのですが、三者の熱心な、円満な妥結を一刻も早く望みたい。その成果に基づいて、全野党としては政府に善処を求めるという点について御了承願いたいと思いますが、いかがでござりますか。

○古井国務大臣 いまの三者の間が本当に気持ち通り合い、考へが共通になる、そななつたらしめたもので、それが一番理想で、残つておる問題だと思っておる。いままでの経過もありますし、なかなかいつときにはならないかもしかねけれども、そう言つてはいけないので、何とかそういう方向に、三者が一つに溶け合つてやれるような方向に行かないものか、そういうふうに思い、願つておるようなわけであります。政府も、何とかそれが

ことにつきましては敬意も表し、評価を申し上げておる次第でございます。

それから、最近におきまして、特定の弁護士さんに対する懲戒の問題を含めたいわゆる弁護士会の自律機能の強化の問題、これが協議の対象となつておるよう伺つておるわけでござりますが、この問題は、実は私ども政府で提案させていただ

いております刑事案件のいわゆる特例法が出るに至りました背景の部分に関するものでござりますので、私どもいたしましては、特に深い関心を持つて、この協議の内容がどの程度具体化するものかといった点を見守つてまいりたい。こういうふうに思つておる次第でございます。

○横山委員 いまお手元へ差し上げました末期医療の特別措置法の問題でございます。これはお答えを願わなくてもよろしくございますから、先ほど理事会で私から各党にお願いしまして、ほほ私の希望を満たしていただけるような雰囲気で大変ありがたばおかしいと思つておる。私が次に質問をしようと思った問題を、いまの誠意ある答弁を了としてやめますから、その気持ちをくんできださい。よろしくうございます。

それでは、時間がございませんが、本当に一

点、二点だけ。

いまお手元へ差し上げました末期医療の特別措置法の問題でございます。これはお答えを願わなくてもよろしくございますから、先ほど理事会で私から各党にお願いしまして、ほほ私の希望を満たしていただけるような雰囲気で大変ありがたばおかしいと思つておる。私が次に質問をしようと思った問題を、いまの誠意ある答弁を了としてやめますから、その気持ちをくんできださい。よろしくうございます。

それでは、時間がございませんが、本当に一

点、二点だけ。

いまお手元へ差し上げました末期医療の特別措置法の問題でございます。これはお答えを願わなくてもよろしくございますから、先ほど理事会で私から各党にお願いしまして、ほほ私の希望を満たしていただけるような雰囲気で大変ありがたばおかしいと思つておる。私が次に質問をしようと思った問題を、いまの誠意ある答弁を了としてやめますから、その気持ちをくんできださい。よろしくうございます。

それでは、時間がございませんが、本当に一

点、二点だけ。

いまお手元へ差し上げました末期医療の特別措置法の問題でございます。これはお答えを願わなくてもよろしくございますから、先ほど理事会で私から各党にお願いしまして、ほほ私の希望を満たしていただけるような雰囲気で大変ありがたばおかしいと思つておる。私が次に質問をしようと思った問題を、いまの誠意ある答弁を了としてやめますから、その気持ちをくんできださい。よろしくうございます。

それでは、時間がございませんが、本当に一

ことにつきましては敬意も表し、評価を申し上げておる次第でござります。

それから、最近におきまして、特定の弁護士さんに対する懲戒の問題を含めたいわゆる弁護士会の自律機能の強化の問題、これが協議の対象となつておるよう伺つておるわけでござりますが、この問題は、実は私ども政府で提案させていただ

いております。

○伊藤(葉)政府委員 大臣がお答えになると思っておりますが、その前に私から一言申し上げます。

最近、三者協議がただいま調査部長が御説明申

いと存じます。

○横山委員 これは、私どもとして本当に三者協議の円満な妥結ということを望みたいのであります

といふうな状況にござります。

○横山委員 これは、私どもとして本当に三者協議の円満な



とが、今度のグラマン事件解明についての検察陣としての姿勢の見どころだというふうに書いていたが、新聞があつたわけですか。その点はどういう見通ですか。

○伊藤(業)政府委員 検察庁は全国に地方検察庁だけで五十あるわけでございますが、この五十の検察庁にそれぞれ検事を配置しておつて、一応の定員が決めてあつたわけでございますが、最近の定員が決めてあつたわけでございますが、いろいろな事件の受理状況その他を勘案いたしまして、この月末の検事の異動におきまして全国的な検事の定員の再配分をいたしまして、繁忙なところには繁忙なように重点的に検事を配置する、久しぶりに定員の配置のやりかえをいたしました。

そういう間におきまして、東京地檢でいまやつております特殊事件要員といふものは、全國その余四十九の検察庁の負担において積み増しをして対処する。こういうことでやつております。

○西宮委員 わかりました。いわゆるグラマン問題に対処する検察陣としての姿勢がそこにうかがえるということで、了解をいたしました。

ついで恐縮ですが、きのうきょうあたりに、また有森氏の名前がちよいちよい出ておるので一言だけ、これは直接には警察だと思ひますけれども、あのは非常に自分の身辺の危機を感じておるという話なんだけれども、そういう心配はないのかどうか、あるいは本人は第一何におびえているのか、ちょっと一言だけ聞かせてください。

○伊藤(業)政府委員 これは警察関係者からの伝聞でございますが、御本人は何におびえているか

といふことはおつしやいませんけれども、何か大

変生命、身体の危険を感じておられる、そこで警

察に対して保護してくれというお申し出があつて、現在警察で二十四時間いつでも保護できる態

勢をとつておるそらでござります。ただ、警察當

局者の話によりますと、現実に何らかの危険が切

迫しておる、そういう客觀情勢は警察としては認

めていない、こうしたことのようでござります。

○西宮委員 最高裁にお尋ねをいたしますが、いま法務省の刑事局長が検察陣の問題について答弁になつたわけですか。それで、最近は非常に複雑困難なケースが多くなってきた、したがつて検察官の負担も大分過重になつてゐるということでありますが、一体、裁判の件数はここ数年間どういうふうに動いているのか、第一減つてゐるのかふえているのか、そして、その内容はいま刑事局長が言われたと同じような、そういう傾向をたどつておるかどうかということをちょっと答えてください。

○大西最高裁判所長官代理者 まず事件の件数の関係でござりますが、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案関係資料というのがお手元にいつておると存じますが、その二十一ページから二十三ページあたりまでに高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所の民事、刑事、それぞれの事件数を書きまして差し上げてござります。

これをごらんいただきましておわかりいただけます。一方、事件の質でございますが、これも民事事件、刑事案件とも次第に複雑困難な事件があつて、その数があつて、そういう傾向でござりますが、民事事件、刑事案件とも、これは最近の三年間を書いてございますが、次第に事件の数があつて、そういう傾向でござります。一つある、こういうふうに申せるかと存じます。

○西宮委員 もしいまの御答弁のとおりだとすれば、最高裁が定数増を要求している要求の仕方がちょっと問題じゃないかと私は思うのですね。この間、昭和五十年から五十四年まで、ことしも入れて過去五年間の数字を発表してもらつたのだけれども、それによると、今日までいわゆる増員してきたもの、これは純増ではないに、それで見るのが正しいと思うので、純増ではなくしに増員の方を見ると、去年まで、昭和五十年から五十三年までに二百四十四名ふえているわけです。増員になつたわけですね。昭和五十年の要求定数が四百四十六名であったわけです。それに比べて、今日まで充足されてきたのが二百四十四名だ、そういふことになれば、当然ことしは二百二名要求し

なければ昭和五十年当時の要求数にも達しない、こういうことです。

大蔵省の方で査定されて實際に減つてしまつた

というような、財政関係で減らされたのなら仕方がないとしても、そもそも要求する側で、昭和五十年をベースにして本来ならば二百二名要求しなければならぬところを百十三名、半分程度に減らして要求しておるという姿勢が問題だと思うのですね。どういうことなんですか、私は昭和五十年をベースにして物を言つておるわけだけれども、ところが、いまお話しのようになっておりました。質は大変複雑になつてきていいかしいと思う。どういうわけですか。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判所は毎年八月末日に概算要求を提出するわけでござりますが、その時点におきましては、事件数の増加傾向、減少傾向それぞれ将来の見込みを立てるわけでござります。それとともに、裁判所の職員、特に裁判官の場合は給源に限りがあるわけでござりますが、その給源等をも勘案いたしまして、いわば理想的な状況と申しますか、そういうものを設定いたしまして、予算の要求をするわけでございま

す。

八月末日と申しましても、實際の作業はもつと前に始まつておるわけでございまして、そのときの時点での理想的な形態を描きまして予算要求をするわけですが、毎年、実際に最終的な予算折衝が行われるのは十二月末、場合によつては一月になるということもあるわけでござります。が、そこ辺になりますと、翌年の事件の状況とされるわけですね。それを読むと、一々朗説をしませんけれども、数が足らなくて大変困るということをこゝでも訴えているわけですね。訴えているのだけれども、ただし、その訴えている人たちは自分たちの名前を出してないわけですよ。A、B、Cといふことで名前を表示をしている。これは「判例時報」に載つてゐるのですから、決してインチキなものではない。そのA裁判官、B裁判官、C裁判官の回想記」というのを見ると、これは浦辺衛さんですが、「いま、裁判官の数を見ると、職前

形ということで、實際に定員法に上がってまいります人員の要求ということに落ちつくわけでござります。

先ほど、五十年の当初要求人員から、實際にその後の増加人員を差し引いた数にまだ差があるじゃないかというお話を、まことにそのとおりでござりますが、そういうことで理想的な形と、現實に空っぽの定員ではやむを得ない、しようがないものですから、現実に充員が可能な人員ということがあります。それが、そういうことでそこら辺に出てくる、簡単に申し上げればそういうことになるわけでござります。

○西宮委員 見通しを誤つたり、あるいはまた充員ができないというような事情があつてやむを得ないのだということなら、いわばこれはそういう意味では、最高裁判務局として大変な手落ちだと思います。裁判官を補充していくしかなければ、当然第一線是非常に困るわけですから、私はそういう点で、現実にとにかく第一線の裁判官は非常に困難になつてゐると思うのですね。

ところが、私は、いろいろ裁判官の意見を述べています。それとともに、裁判所の職員、特に裁判官の場合は給源に限りがあるわけでござりますが、その給源等をも勘案いたしまして、いわば理想的な状況と申しますか、そういうものを設定いたしまして、予算の要求をするわけでございま

す。

形と、この間もちょっと申し上げた「ある裁判官の回想記」というのを見ると、これは浦辺衛さんですが、「いま、裁判官の数を見ると、職前



まして、それでは全国に絶対そういう御迷惑をかけた例がないかと言われますと、それは必ずしもそうでもないかもしませんが、私どもとしては、国民の皆様方に御迷惑をかけないように、特に緊急事件の処理については、真に必要なものについては緊急に処理をするようということは十分言つておるわけでございまして、今後もその点の努力は続けたいと考えておるわけでございます。

なお、不在庁を減らす計画があるかどうかといふことでございますが、これは現在の時点といたしましては、先ほど申しましたように事件数が非常に少ないわけでございます。それこそ現在の定員内におきましては、全体の一割ぐらいしか事件がないような裁判所にも一人置くということになりますと、勢いほかの裁判所に対するしわ寄せという問題もござりますし、それから、そもそもそういう裁判所は事件が今後ある見る見込みがなかなか少ないところが多くございます。事件でも多少ふえてくれば、それはそれでまた考えられるわけでございますが、地方によつてはますます、一割よりもつとも減つっていくという地方もかなりあるわけでございまして、私どもとしては、まだだまつだ情勢の推移を見ませんことには、不在庁を減らしていくというふうにいま直ちにはいかないというものが現状でござります。

○西宮委員 裁判官の数が足りないと勢い負担が過重になる。したがつて非常に拙速主義になると、そういうことも当然考えられると思ひます。あるいはまた、いわゆる職権主義を露骨に出していくというようなことだつて当然あると思うのです。そういうことで裁判官が非常に感情的になつてしまふ、こういう訴えも聞くわけです。物を言おうと思つてもなかなか言えないように、裁判官に非常に感情的にやられててしまうというような訴えなども聞いているわけです。だから、これはその裁判官が悪いというよりも、むしろいま言つたように負担過重だというようなことからくるわけですから、そういうことにならせてないためにも、

私は、絶対に数の問題は考へなければならぬ重大な問題だということを強く指摘しておきたいのです。

いま不在庁のことを言いましたけれども、そうでなしに、たとえば地裁などの例を見ても、刑事はもちろんいろいろ被疑者、被告人の身柄拘束という問題があるから、刑事の問題はそう大した時間はかかるでしょけれども、民事の場合だと必ずかかる、あるいは証拠調べも三ヶ月も四ヶ月もかかる、あるいは何ヶ月かかかるといふことになりますと、そこで、そのときになると、またいろいろ思わない支障が出てきたりして、それもまたお流れになつてしまふということがあつたりして大変な不便をしている。そういう例が多いようです。

もちろんそういう例でないものもあるでしょうけれども、そういう例が少なくないよう思う。いま経済のテンボが大変早くなっている。ですから、そのときにそういう問題で争う民事関係がそう時間がかかるとおつたでは、テンボの早いままの経済にとても追いついていけないと思うのですね。そういう点はどうなんですか。

○西宮委員 裁判所長官代理者 たゞいま民事訴訟が非常におくれているという御指摘、まことにそのとおりと存じます。ただ、審理期間で申しますと、この資料の二四四ページに出でておりますが、長いわけございますが、たとえば地方裁判所について見ますと、昭和五十年の平均十六・一ヵ月が五十一年に十五・八、五十二年に十四・七というふうに、次第に状態は改善しつつあるわけございまして、裁判官も一生懸命努力しておるわけでござります。

ただ、この訴訟遅延の問題でございますが、これは裁判官の不足が原因ではないと申し上げるわけではございませんが、むしろそれ以上にいろいろな条件がふくそくしておるわけでございます。そういうことで裁判官が非常に感情的になつてしまふ、こういう訴えも聞くわけです。だから、これはそのままもつて裁判官が足るか足らぬかといふことにならせるためにも、

て決めました期日が当事者の都合で流れる、変更が多いということも事実でございまして、結局、裁判官の増員以外に当事者の協力も含めましたいろいろな施策が必要なわけございまして、裁判所いたしましては、そういうことも含めまして、今後努力してまいりたいと考えております。

○西宮委員 時間がありませんから終わりにいたしますが、いまの当事者の都合で流れるというのも、先が長いとよけい何か新しい障害が出てくると、そういう傾向が多くなる。したがつて、いまのようなことはかえつて増幅されているということになると思う。

私は一言だけ言つておきたいのは、調停で片をつけるというのが非常に多くなっているわけです。これは、言いかえれば裁判に対する不信だとういうのです。とにかく裁判に対する時間もかかる時間がかかるとおつたでは、テンボの早いままの経済にとても追いついていけないと思うのですね。それに円満に調停で解決するならば、むろんそれでも結構でしょけれども、要するに、国民の側で調停に訴えざるを得ないというのは、言いかえれば裁判に対する不信だといふうに私は理解すべきだと思います。

法務大臣にお聞きをすると通告しておいたのが、いまの定数問題は、さつき申し上げたように、いまの状態ではもうとてもやれない、体が続かないというふうなことを裁判官自身が訴えているわけですよ。こういう状態を踏まえて、特に最高裁判の場合は、大蔵省が査定して、こつちの要求どおりいかないという場合には、いわゆる二重予算を出すというような権限さえも持つてゐるので、これから、もつと強い姿勢で当たるべきだ。大臣いかがですか。それだけ答えていただいて終わりにします。

まず最初に、この法案が法務省の方が原案として提出されておりますことは憲法上の要請であると思いますので、そのように理解いたしますが、この内容を見ますと、内容は全部最高裁判所の所管に属する問題であるように思われます。そこで、こうした法案をおつくりになる場合に、最高裁判所だけでおつくりになって、法務省はトネル機関になつてゐるのか、それとも法務省と最高裁判と両方で御審議になつておつくりになつておるのか、その点をお伺いいたします。

○枇杷田政府委員 ただいまお話しのよう、内閣は裁判所のことになるわけでござりますけれども、法案提出の関係で法務省が所管しているといふことはおつしやるとおりでござります。その内

容を決めます場合、あるいは法案を出すか出さないかというふうな関係につきましては、これは最高裁判所と私たちの方で十分協議をいたしましたて、そして、その内容につきましても十分打ち合わせを遂げた上で法案にまとめるという作業をやつております。

○飯田委員 この法案の内容、管轄区域の方は論議するに当たらぬぐらい明確なものなんですが、定員法の場合になりますと、これはいさかか論議になると思います。

といいますのは、人數を決めるに当たりまして、最高裁判所の方はきわめて謙虛な態度で常におやりになる。遠慮に遠慮を重ねておやりになる傾向がどうもあるのですが、法務省の方では、こういう態度に対し、余り遠慮しなくてもいいからということでおやりになるような態度であるのかないのか、その点をお伺いします。

○枇杷田政府委員 実際上の取り扱いといたしまして、最高裁判所の方が財政当局と折衝されまして決まった員数を法案として私どもの方で取りまとめるということが、定員法の作成の状況でござります。

から御答弁ありましたように、最高裁判所の定員の関係につきましては関心を持っておりますけれども、財政当局との折衝その他につきましては、悪い意味で介入するということもできませんので、側面的に精神的な関心は強く持っておりますけれども、法案作成の段階におきますと、もうすでに財政当局との間で決まつた数を法案にあらわすというだけのことになりますので、その段階で私どもの方が、この数字が多いとか少ないとかと、いう段階は過ぎてしまつておるというのが実情でございます。

そこで、この問題に関連した事項につきまして、少しくお伺いいたしたいと思うわけでござります。特に管轄区域に関する問題についてお尋ねをいたします。

簡易裁判所の数は、資料を見ましたがわかりませんが、人の話によると五百七十五ある、こういう話を聞いておりますが、これは事実であるかどうか。それから、それはどのような分布状況になつておるか、お尋ねいたします。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の数でございますが、ただいま御指摘のとおり、全国で五百七十五ござります。分布状況という御趣旨がちょっとよくわかりませんが、地方裁判所の本庁というのが五十ございますが、それと同じ場所にやはり五十簡易裁判所がございます。それから、地方裁判所の支部が全國に二百四十七とばかりございますが、そこにもある。五百七十五のうち、いまの五十と二百四十幾つを差し引きましたでは独立簡裁というふうに便宜呼んでおりますが、独立して簡易裁判所がある、それが全國に散らばつておる、そういう関係に相なつておるわけでござります。

○飯田委員 簡易裁判所には所在地と管轄区域とございますが、管轄区域をお決めるに当たりまして、どういう条件で決められるのか、お尋ねするわけです。非常に狭い管轄区域のところと広い管轄区域のところがありますが、これはどういうわけですか。そういうことになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○枇杷田政府委員 明確な原則みたいなものを私どもが内規的に持つておるわけではございませんけれども、管轄区域の広さ、それから人口、それからまた事件の頻度と申しますか、そういうものを総合して管轄区域を定める。もちろん、その管轄区域の基準になるところはなるべく行政区画と合わず、市町村を半分ずつというふうなやり方はしないで、できるだけ市町村はまとまって一つの簡易裁判所の管轄にするというふうな観点で、大

さつばに申しますと簡易裁判所の管轄区域といふものを考えておるわけでござります。

○飯田委員 簡易裁判所をおつくりになつた御趣旨なのですが、地方裁判所の下に簡易裁判所をおつくりになつたというのは、どういうような御趣旨でおつくりになつたのでしょうか。

○枇杷田政府委員 平たく申し上げますと、市民が日常に起きたような細かい事件も含めまして裁判所に気軽に行ける、そういう市民のための裁判所というふうな考え方で、従前の、戦前の区裁判所とは違つた色彩を持たせた裁判所を全国に置こうというが、簡単に言えば簡易裁判所をつくる趣旨であろうと思っております。

○飯田委員 国民の、市民の便宜を計らつて簡易裁判所というものを設けた、小さな簡単な事件においてはできるだけ近くのところで済むように、こういう御趣旨でおつくりになつたというふうに受け取つたのですが、もしさうであるといつままで、市民の交通の便、足の問題、距離という問題が非常に問題ではないか。置かれておる場所から管轄区域の端っこまで至る距離がどのくらいあるかという問題、これが非常に問題になるというふうに考えますが、その点についての御考慮はなさつておるでしょうか。

○枇杷田政府委員 もちろん、そういう非常に長時間あるいは何日もかかるところから裁判所に来なければならぬということがないようということは、管轄区域を定める場合に配慮いたしておるわけでございますけれども、そうかと申しまして、実際問題として余りにも人口の少ないところ、事例も現実問題として余り出ないところまで、全部それを考慮入れるということはできませんので、ある程度のところでしんぼうしなければならないということは出てまいりますが、考える要素としては、交通機関とかあるいはその交通機関を利用するための時間とかいうふうなことは、当然考慮に入れておるつもりでございます。

○飯田委員 いま大体の原則をお伺いしましたが、こういう問題につきまして法案をおつくりに

なるときに、法務省の方でも裁判所と一緒になつてぜひ重大な関心を持つていただきたい。お願いしたいと思います。これは後でまた関連しますので御質問いたしますが、質問の内容を変えます。家事調停事件というのが家庭裁判所にござります。それから簡裁の民事調停事件というものがございますが、こういうものは過去十年間大体どのような発生状況になつておるのか、その増減ですね。もし、それが増加したというのならば増加した理由があるはずです。減少したならば減少した理由があるはずですが、その理由はどういうものとお考えになつておりますか、お伺いいたします。

○大西最高裁判所長官代理者 まず家事調停事件から申し上げますと、十年前の四十三年をとつて、だんだん減つてまいりました。四十三年は六万十五件でございまして、その後次第にふえてまいりまして、昭和五十二年をとつてみますと八万一千三百三十件ということになつております。

次に民事調停でございますが、民事調停は実は昭和三十年ごろがピークでございまして、だんだん減つてまいりました。四十三年までずっと減つてきたわけでございますが、四十三年で五万四千三百二十三件でござります。その後も実は非常に減つてしまいまして、昭和四十九年が一番減つたところでございますが、四万三千件弱でございまます。それが最低で、その後少しずつふえ始めまして、昭和五十一年をとつてみますと六万六千八百件というふうになつておるわけでござります。

この増減の理由でございますが、家事の関係者は、これは大体ずっとふえてきておるというふうに申し上げいいかと存じます。これはいろいろな理由があるかと思ひますけれども、主なる理由としては、やはり戦後の家族関係が核家族化したこと、いうことがございましょう。そういう関係での家族関係の変化と申しますか、そういうものがあると存じますし、それとともに、国民全体の権利意識というものが発達してきたことも一つの原因ではなかろうかというふうに考えておるわけでござります。

ざいます。

民事調停の方は、先ほど訴訟がおくれるから民事調停に走るというお話をあつたわけでござりますが、実は逆にずっと減つてまいりつております。ちょっとと理由がよくわからなかつたわけでございますが、四十九年を境としましてふえましたのは、御承知の昭和四十九年に民事調停、家事調停もそうでございますが、調停制度が大幅に改正になりましたして、調停制度全般にわたる改善が図られたということが一つの大きな理由ではないかといふふうに、私どもとしては考えておるわけでございます。

○飯田委員 簡易裁判所の定員の問題につきましては同僚委員から質問したと思いますけれども、この資料によりますと、定員が七百七十九、現在員が七百五十一、欠員二十八、こうありますね。こういうような事態が生じましたのは、そういう簡裁の判事になれるような資格者が少ないから、こういうことになったのか、あるいはそういうのがあると私は思いますが、これはどういうわけでしょうか。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判事の欠員、ただいま御指摘のように二十八という数字が資料に出でおりますが、これは昭和五十三年十二月一日現在のものでございます。

簡易裁判所の判事の任用資格は、御承知と存じますが、判事補、検事、弁護士等を三年以上やつたというのが一つの資格でございますが、それ以外に裁判所法で簡易裁判事の選考任用というものが認められておりまして、徳望、良識のある人で特別に任用することができるという制度がござります。実は毎年春に判事補等からの簡易裁判所判事在員といしましてはいわばピークの状態に達するわけでございまして、その時点においては毎年ほぼ充足されておるということをごぞいます。その後、次第に定年退官その他ございまして減つてまいりまして、十一月には二十八の欠員、まだま

だこれからしばらく少し減るという状況がござりますが、年間を通じまして、ピーク時においては

大体充足されておるという状況でございます。

○飯田委員 簡裁の新受件数、これまた資料によりますと昭和五十二年度で約二百九十万件、こうなっております。そして、この二百九十万件を定員の七百七十九で割りますと、相当数の一人当たりの件数になるのですが、こういうような状態で十分だというふうにお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の民事、刑事の事件数は、全体で昭和五十二年で約二百九十万件というの御指摘のとおりでござります。資料に内訳が出ておりますように、いろいろな事件があるわけでございます。

ただ、簡易裁判所で中心をなします事件と申しますのはやはり民事、刑事の訴訟事件でございまして、五十二年で見ますと、民事では六万一千何百件、それから刑事が三万一千数百件ということになつておりますと、これが中心でございます。

二百九十万件の大半を占めますのが道路交通法違反の略式命令でございまして、これが約二百二十万件近くあるわけでございまして、この二千二十分件の道交法事件、交通切符というの、御承知と存じますけれども、非常に定期的なものでございまして、実際上それほど時間がかかるものでございません。

そういう意味で、全体として簡易裁判所の判事がこれで足りるかどうかというにつきましては、いろいろ議論があろうかと存じますが、ただ、訴訟事件だけをとつてみると、過去に比べて必ずしもそな負担があつておるわけではございませんで、むしろ民事の方の訴訟の管轄が、地方裁判所と簡易裁判所との分配が、最近の経済情勢から見まして、だんだん地方裁判所へたくさん事

う負担があえておるとは言えないという状況にあ

るわけでございまして、むしろ、そういう関係でいろいろな議論があつたようでございますが、た

だ、その当時と比較いたしましたと、全国的に見て、交通事情はむしろ非常によくなつてきておる

わけでございまして、事件数が少なくて管轄区域が比較的広いというようなところもあるかもしれません、そういうところでも、管轄をしております当該簡易裁判所へ参りますのに、それはどう地方裁判所と簡易裁判所の民事事件の分配をどうするかということが一つの問題になつてくるのではないかと考えておるような状況でございま

す。

○飯田委員 民事調停の問題について少しお尋ねいたします。

今日、経済力が非常に弱い一般庶民にとりましては、民事調停というの非常に有用な制度になつております。民事裁判をやりますと、これは弁護士さんを雇わねばならぬし、金もかかるし、とかく弁護士さんのところは敷居が高いというわけで、一般庶民にとりましては大変苦痛に感ずる状況であります。したがつて、民事調停であればもう少し気安くできるというわけで、最近では一般庶民が民事調停を願い出るというのが多くなつてきているのではないかと思うわけでございます。

そこで、この簡裁の所在地とか管轄区域というものが重要な要素になってくるわけです。簡易裁判所へ出てきまして民事調停をお願いするに当たりまして、管轄区域が狭ければこれはもう気安く行けるのですが、ずいぶん遠いところになりますと、自動車でも持っているような人はいいですけれども、自動車を買う力がないような者にとりましては大変な努力を必要とする。したがいまして、この管轄区域の広さというものは、余り広いのは実は困るわけでござります。事件数が少ないから管轄区域を広めておくのだということは、私は理由にならないと思うのです。事件数が多いところは定員を多くすればいい。事件数が少ない、多いの問題で管轄区域を決めるべきではない、私はこう考へておられるわけですが、こういう点についてはいかがお考えでしようか。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の管轄区域は、交通事情というものが重要なことはございませんで、むしろ民事の方の訴訟の管轄が、地方裁判所と簡易裁判所との分配が、最近の経済情勢から見ますと、地方裁判所の負担はふえておるといつても申しても、簡易裁判所の方は必ずしもそな

十五最初につくつたわけでございますが、その当

時も、それではどれだけつくればいいかというこ

とにつけでは、物の本などを拝見いたしますと、いろいろな議論があつたようでございますが、た

だ、その当時と比較いたしましたと、全国的に見

て、交通事情はむしろ非常によくなつてきておる

わけでございまして、事件数が少なくて管轄区域が比較的広いというようなところもあるかもしれませんが、そういうところでも、管轄をしております当該簡易裁判所へ参りますのに、それはどう

事者に不便をかけるところは次第になくなつてしまつておるということだけは言えるのではなくらうかと思います。

○飯田委員 昔と比べて少しは交通事情がよくなつた、こういうお話をございますが、もともと簡易裁判所の置き方がおかしいのじゃないか。それは、たまたま交通が便になつたから、自動車を持つている人は楽になつたというだけでございますが、今日たとえば人口五、六万の都市には簡易裁判所が置かれていますが、もともと簡易裁判所が置かれているとは限りません。郡部と一緒にしてずいぶん遠いところに一つしかない、こういうところが多いわけですが、そういう状態を放置しておかれると、うなづかせます。

そこで、この簡易裁判所の判事さんの数がなかなか求め得ないというのであれば、私は、簡易裁判所の判事の任用よりももう少し程度を下げた簡易裁判所の判事補の制度をおつくりになつたらどうかと考へるわけです。これは裁判所法にはありませんから立法問題です。調停事件といふものにつきましては、それほど高度な裁判官の知識を要するというほどのものでもない場合もあるのです。ですから、一律には言えませんが、調停事件のむずかしいものは正式の判事さんにやつてもらひ、そうでもないものは判事補さんで事が足りるものにはやれると、うなづかせます。しかし、そうでもないものは判事補さんで事が足りるところへ支部を設けていただけばずいぶん助かる、このように考へますが、こういうような点についてどうお考へでしようか。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判所支部を置くとすれば、それをも含めまして、そういう庁の数、庁数と申しますか、それがどの程度がいいとかということは、先ほども申し上げておりますように、いろいろな意見があるだろうと存じます。確かに、国民の利便ということから考えますと、全国津々浦々にたくさん置けばいいということも、一方において考え方だとあります。しかし、他方において、司法の効率的な運用と申しますが、他方において、司法の効率的な運用と申しますが、そういう面から考えますと、余り事件がなさいところへ置くということはどうかということも、片方の意見としてあるわけでございます。現に、先ほどもちょっと他の委員からの御質問にお答え申し上げましたけれども、それこそ年間に調停事件が本当に一件か二件しかないという簡易裁判所もたくさんあるわけございまして、それ以上にさらにまた置くということになりますと、実際問題として困る。

簡易裁判所の判事の任用資格は、先ほども申し上げましたように、必ずしもそろはずかしいものではございませんで、実際それでは簡易裁判所判事をたくさん任用しようとする場合には、全然できないというわけのものではございません。任用しようとするすればできるわけでございますが、たゞ、そういう任用をいたしましても、それこそ現在でも、先ほど不在院の問題も出来たけれども、事件が少なくて実際仕事のないところへ、簡易裁判所判事を含めまして職員に行っていたくということは、他の面からの非常な陥落、たとえば人事上の陥落等もあるわけでございまして、なかなか簡単にくわけのものでもございません。

したがいまして、簡易裁判所判事補の問題でございますが、現在の地方裁判所、家庭裁判所の判事補と申しますのは、地方裁判所、家庭裁判所におります判事の任用資格が高いということと、それがなかなか埋まらないということとの関係で判事補が出てきたわけでございます。一方、簡易裁判所につきましては、ただいま申し上げましたよ

うに、簡易裁判所の判事の任用そのものは人がなかなか得られないといふものでは必ずしもないけれども、また他方の考慮から、そういう者を選任してたくさん簡易裁判所を置くことがいいかどうかという面からの問題があるわけでござります。

○飯田委員 今日、国民の法律に関する知識は思ったより低いです。これは私の直接の経験ですが、私は地元で無料で法律の相談にあづかっておられます。私が地元における日は毎日五件から十件くらいあるのです。これはもう田舎の方から出でられる、法律知識がわからぬためにしかも、弁護士さんに相談すればいいのだけれども、お金がかかるというので弁護士さんを訪ねるのは何かこわい。それから裁判所へ行きましたが、どうもまともに相談には乗つてくれないというわけでも、私のところに来ますので、いろいろ教えて裁判所の方へ行くよう勧めておるのです。

こういう事態から考えましても、田舎の方の各市町村におきまして、そうした法律に関するちょっとした相談をしてくれるところが必要であろうと私は思います。今日、もちろん弁護士さんの方で無料相談所をつくりまして巡回してやつておられますが、これは月に一回とか二回、しかもその相談はきわめて形式的な相談でありまして、お金になるようなものは後から自分の事務所に来なさいという程度の相談でござります。それではちょっと庶民にとっては困るわけですね。この程度の事件は調停にした方がいいのかあるいは裁判にした方がいいのかという判定をしたり、あるいはこの程度のことならお互いに話し合えれば済む、またこれは裁判に出してもだめですよという程度の知識を授けてやる相談所というものがやはり必要ではないか。

そこで、簡易裁判所の任務の中にそういうものも含めていたくわけにはいかないか、そういうものを入れるということは、裁判所の任務に反するというふうにお考なのかどうか、この点についてお伺いします。

○大西最高裁判所長官代理者 いわゆる相談でございますが、相談を正式に裁判所の事務として取り入れるかどうかという御質問といたしますと、なかなかこれはいろいろ問題があるわけでござります。

ただ、現状といたしまして、窓口の民主化と申しますが、そういうことは必要なことでございまして、たとえば簡易裁判所におきましては、窓口でそういう意味での相談ということになると乗つておるわけでござります。

どうということかと申しますと、調停はまず口頭で申し立てる事ができるわけでござりますから、その口頭申し立ての受け付けをする。それから、本当の口頭ではなくても、いろいろな書式を整えておきまして、それに記入するという、私どもで準口頭の申し立てというように便宜呼んでおられますけれども、そういうことで申し立てが簡単にできるような便宜も図つておるわけでございまして。そういう手続をやつたらいかというような相談立てであるとかいう申し立ての機会に、当事者が立ちてあると、あるいは准口頭申し立てであるとか準口頭申し立てであるとかいう申し立てでありますけれども、なるべくその御相談にの一般的な相談には実際には応じておるわけでございます。

ただ、先ほど正式に裁判所の事務としては問題があるというふうに申し上げましたが、これはやはり当事者の一方と話し合うことになりますので、たとえば内容などに入ることになりますと、裁判所に対する公平感を害するおそれがある。そういう意味では相談と申しましても、裁判所として実際にやります場合には非常にむずかしいわけ

でございまして、そこら辺のところをいろいろ考へながら、できる限りの便宜を図るというふうにやつておるところでございます。

そこで、いまこういうような私と事務当局とのやりとりを大臣聞いておつていただきたいと思いまが、このやりとりから、大臣として、こういう問題についてはどういうふうにお考なになつてい

るのか、その御所信を承りたいと思います。

○古井国務大臣 お話の中に簡易裁判所の区域の問題がありましたり、またそのほかの話も入っておったようであります。何よりも実情に合わなければならぬわけですから、区域の問題なども大きにそうでありますから、ただ、さつきも答えておりましたように、広い地区で人口は減ってしまっている。人口は少なくてもずっと設けていけば便利でしようけれども、そういうことはとても成り立たぬ、こういうこともあつたり、そうは考へながら、ある程度のところで考え方を折り合わなければならぬような面もあると思うのです。けれども、お話の辺はわれわれの方もひとつ一緒に重々検討したいと思います。

○飯田委員 これで終わります。  
○佐藤委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会